

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

総務部

総務課

監査期間

令和3年4月1日から

令和3年12月31日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。		
(ア) 50万円を超える契約において、予定価格が封入されていないものが散見された。	今後は、契約事務のチェックシート（予定価格書編）を活用し、2名以上（起案者及び文書取扱主任者など）で確認をし適正な事務処理を行います。	
(イ) 建設工事請負契約約款に定められた工程表、現場代理人及び主任技術者等の届出を受けていないものがあった。	今後は、建設工事請負契約約款に基づき、工程表、現場代理人及び主任技術者等の届出の提出を受けます。	
イ 物品管理事務において、図書カード等の出納について、実枚数と受払簿に記載された残数とが一致しないものがあった。 確実な管理体制により、適正な事務を遂行されたい。	今後は、使用者が受払簿に使用数等を確実に記入し、確認者に残数の確認と確認印を求めることで適正な事務処理を行います。	

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書及び事務改善状況報告書

総務部財政課

監査期間 令和3年4月1日から
令和3年12月31日まで

指摘事項	措置状況	検証結果
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約における西尾市契約規則で定められた公表について、公表していない事項があった。	今後は記入漏れがないよう、担当課に確認し、公表します。	
物品供給契約において、納品書の提出を受けていないものがあった。	今後は納品時に納品書の受領を確認して遺漏がないようにします。	
個人情報の管理状況において、保管する必要のない運転免許証の写しが綴られていた。	運転免許証の写しは機密文書として処分しました。今後は業務に必要な情報を得た後は速やかに処分します。	

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。また、措置の内容については抽象的な表現は避け、具体的な措置の内容及び再発防止策を記載してください。
- 3 「検証結果」の欄は、措置状況報告書が提出された4～6ヶ月後に監査委員事務局より改善状況報告の依頼をします。措置状況報告後の業務において、定例監査で指摘された事項についてミスの再発防止がされていたかを検証し、その状況を記載してください。